

# 国立市環境基本計画進捗状況報告書

## 令和2年度版

国立市 生活環境部 環境政策課

# 国上市環境基本計画進捗状況報告について

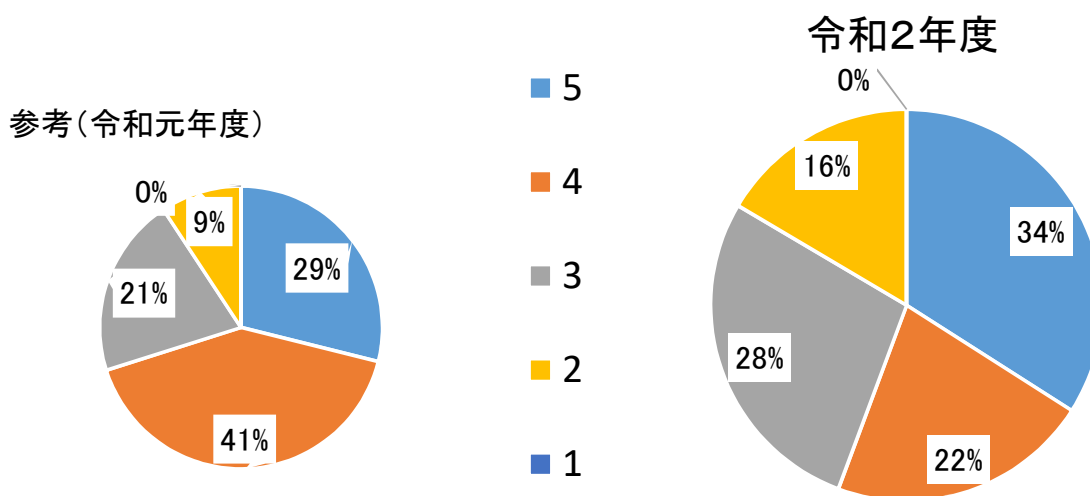
環境基本計画の第5章「計画の推進戦略」における 2「推進体制・進行管理」に基づき、施策の進捗状況を報告します。

報告内容としては、環境基本計画の第4章「実行に向けた取組」及び第5章「計画の推進戦略」に掲げる97項目の《具体的な施策》について、その進捗状況を各施策実施部署の評価を踏まえて評価しました。

評価については、「5」:十分達成した、「4」:7割以上達成した、「3」:5割以上達成した、「2」:5割まで達成できなかった、「1」:未着手、の5段階としました。

評価基準がひとつの施策については、上記の5段階評価した点数をそのままその施策の評価点とし、基準が複数ある施策については、それぞれを5段階評価し、その平均を施策の評価点としています。

その結果、令和2年度の評価5の施策は33項目で、全体の34%となりました。また、各評価点ごとの割合は、下記のとおりです。



今回調査した97項目のうち、5評価が33項目で全体の34%となりました。また、4評価が21項目(22%)あり、これらを合わせると全体の56%の項目が7割以上達成となりました。

しかしながら、その一方で、3評価が27項目(28%)、2評価が16項目(16%)あり、これらの施策については、取組状況を検証するとともに、目標実現に向けた方策やスケジュールの再確認を行う必要があります。

次ページから分野別に全体指標と評価点の推移を示します。

## 第4章 自然環境と歴史分野

先人から受け継がれてきた自然環境、歴史・文化についての施策です。市内には、湧水やこれらを源とした矢川、多摩川や府中用水などの水辺、一橋大学や南養寺、青柳崖線、谷保天満宮などのまとまった緑、JR南武線以南に多く見られる農地といった自然資源、また遺跡や歴史的建築物、伝統・文化といった先人が残した掛け替えのない歴史資源が数多く残されています。このような国立市の大切な宝物をこれからたいせつに保全するとともに、将来の世代に伝えていきます。

### ◆分野の指標

単位：％

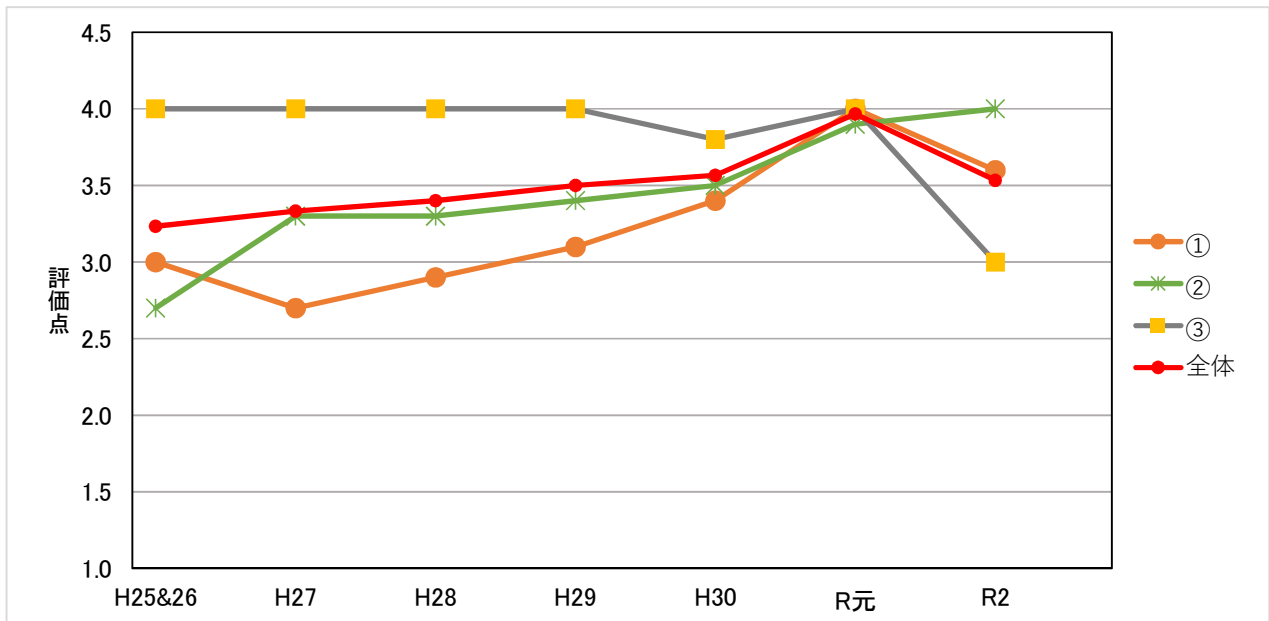
国立市はみどりが十分にあるまちだと思う割合(%)	現状 平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	目標
	46.8	49.8	53.0			60

※指標は分野を代表するものですが、必ずしも分野の全ての施策に直結しているものではありません

対象項目	施策の方向
河川・水路・湧水	①河川・湧水・用水 水環境を守る
生物多様性 緑地、農地、崖線	②多様な自然環境を守り育てる
歴史的文化的遺産	③地域の歴史・文化を未来に伝える

### ◆各施策の方向の評価点推移

	H25&26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
①河川・湧水・用水 水環境を守る	3.0	2.7	2.9	3.1	3.4	4.0	3.6
②多様な自然環境を守り育てる	2.7	3.3	3.3	3.4	3.5	3.9	4.0
③地域の歴史・文化を未来に伝える	4.0	4.0	4.0	4.0	3.8	4.0	3.0
分野全体(各施策の方向の平均)	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	4.0	3.5



## 第4章 都市環境分野

良好な街並み景観や市街地の緑づくり、コンパクトな市域をいかした交通など、都市環境についての施策です。

大学通りに代表される緑豊かな美しい街並み景観や緑地は、市民の誇りであるとともに市民や訪れる人々に潤いを与えてくれます。また、起伏が少なくコンパクトな国立市は、自動車に過度に頼らない、環境にやさしいまちとして高いポテンシャルを持っています。このような他の地域にはない特性を生かしていくことで、魅力的な地域づくりを進めていきます。

### ◆分野の指標

単位：％

	現状 平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	目標
①福祉的な交通施策に満足している市民の割合(%)						
②公共交通が便利であると回答した市民の割合(%)	①	55.7	56.4	62.4		80
	②	70.1	73.2	75.0		80

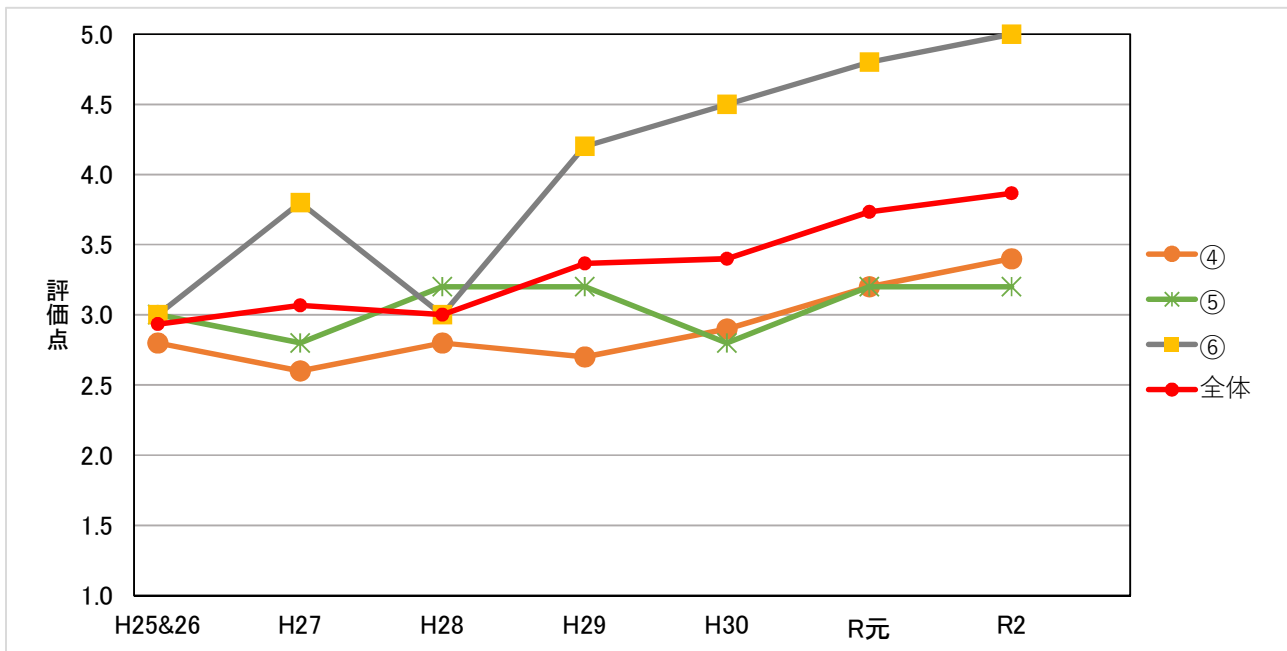
※指標は分野を代表するものですが、必ずしも分野の全ての施策に直結しているものではありません

対象項目	施策の方向
景観	④誇らしい景観を守り、未来につなげる
緑化	⑤まちなかの緑を増やす
交通	⑥環境にやさしい交通の実現に取り組む

### ◆各施策の方向の評価点推移

(平成)

	H25&26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
④誇らしい景観を守り、未来につなげる	2.8	2.6	2.8	2.7	2.9	3.2	3.4
⑤まちなかの緑を増やす	3.0	2.8	3.2	3.2	2.8	3.2	3.2
⑥環境にやさしい交通の実現に取り組む	3.0	3.8	3.0	4.2	4.5	4.8	5.0
分野全体(各施策の方向の平均)	2.9	3.1	3.0	3.4	3.4	3.7	3.9



## 第4章 生活環境分野

事業活動や日常生活にともなう公害など安心・安全に関連する環境についての施策です。大気汚染や水質汚濁、騒音問題など、私たちの身近には、快適な暮らしを妨げるさまざまな環境問題が存在しています。また、近年注目されている放射性物質や有害化学物質といった市民が不安を感じている問題などにも対応が求められています。このため、身近な生活環境における安心・安全をこれからも守っていきます。

### ◆分野の指標

単位：％

大気や水質など各種環境調査の環境基準達成率(%)	現状 平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	目標
	98	97	97			100

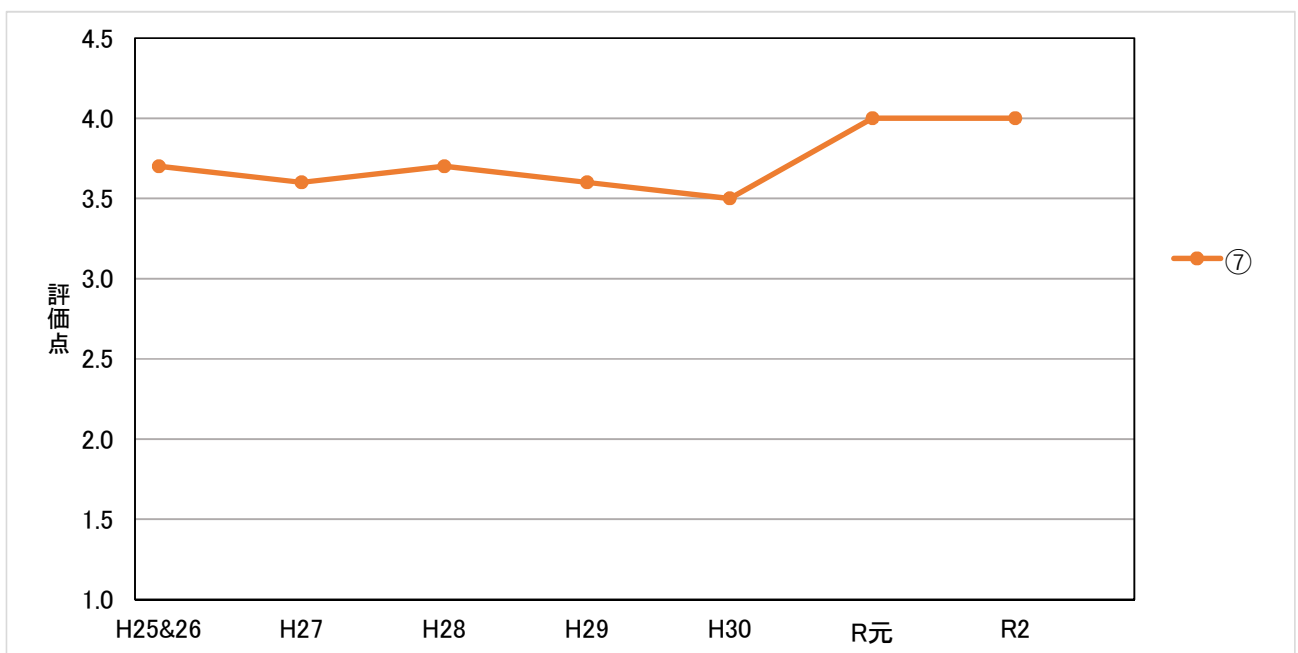
※指標は分野を代表するものですが、必ずしも分野の全ての施策に直結しているものではありません

対象項目	施策の方向
大気、水質、土壌・地下水、騒音・振動、臭気、電磁波、低周波音、放射性物質	⑦安心・安全な環境を守る

### ◆各施策の方向の評価点推移

	H25&26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
⑦安心・安全な環境を守る	3.7	3.6	3.7	3.6	3.5	4.0	4.0

※施策が1つしかないため分野全体の推移は省略



## 第4章 資源循環分野

廃棄物や各種資源など、資源の有効利用についての施策です。大量生産、大量消費、大量廃棄によるライフスタイルは、資源の適正な循環を阻害するとともに、生き物や地球温暖化といったさまざまな問題に影響を及ぼしています。このため、5R(リデュース、リユース、リペア、リターン、リサイクル)を通じた循環型社会の形成や水資源を大切にすることで、資源の有効利用に努めていきます。

### ◆分野の指標

単位:グラム

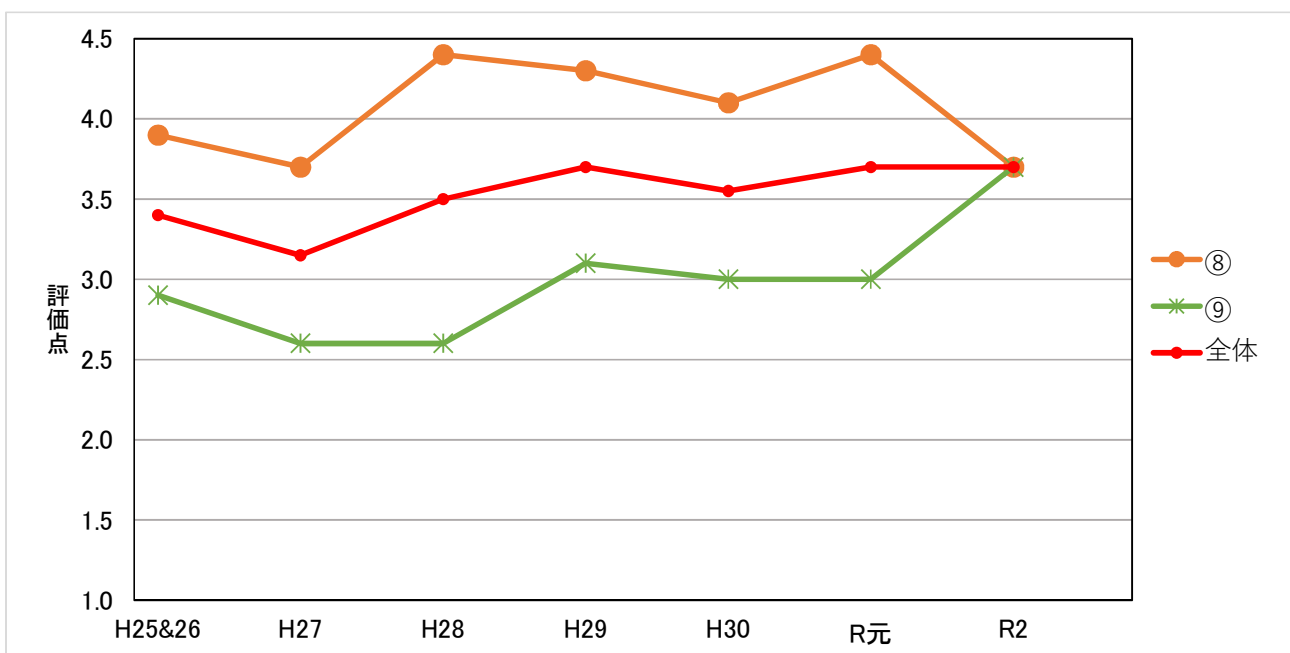
	現状 平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	目標 (令和2)
国立市民1人1日当たりのごみ量(g)	704	704	698			671

※指標は分野を代表するものですが、必ずしも分野の全ての施策に直結しているものではありません

対象項目	施策の方向
廃棄物・資源	⑧5Rの推進に取り組む
水循環	⑨良好な水資源を保全する

### ◆各施策の方向の評価点推移

	H25&26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
⑧5Rの推進に取り組む	3.9	3.7	4.4	4.3	4.1	4.4	3.7
⑨良好な水資源を保全する	2.9	2.6	2.6	3.1	3.0	3.0	3.7
分野全体(各施策の方向の平均)	3.4	3.2	3.5	3.7	3.6	3.7	3.7



## 第4章 地球環境分野

地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題についての施策です。地球温暖化、オゾン層破壊など地球規模の環境問題は、目に見えずわかり難い問題ですが、私たちの行動と密接に関連しています。このため、一人ひとりが対策の必要性について十分理解し、ライフスタイルの見直しなど自分たちができることから実行することで地球環境の保全に努めていきます。

### ◆分野の指標

単位：千トンCO2

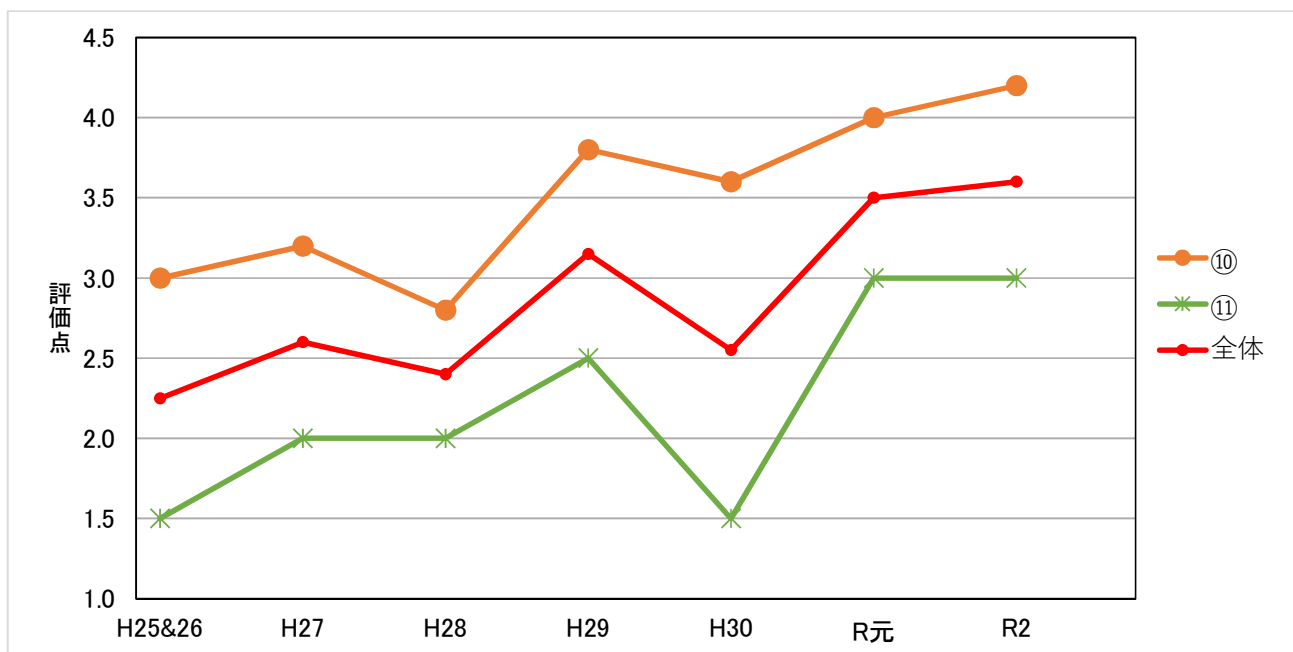
国立市域から排出される温室効果ガス排出量(千トンCO2) ※令和2年時点の最新値が平成30年値	現状 平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	目標
	26.6	26.9	26.0			24.5

※指標は分野を代表するものですが、必ずしも分野の全ての施策に直結しているものではありません

対象項目	施策の方向
地球温暖化、エネルギー	⑩温室効果ガスの削減を進める
オゾン層破壊	⑪オゾン層の保護に努める

### ◆各施策の方向の評価点推移

	H25&26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
⑩温室効果ガスの削減を進める	3.0	3.2	2.8	3.8	3.6	4.0	4.2
⑪オゾン層の保護に努める	1.5	2.0	2.0	2.5	1.5	3.0	3.0
分野全体(各施策の方向の平均)	2.3	2.6	2.4	3.2	2.6	3.5	3.6



## 第5章 取組基盤に関する施策

計画を進めるためには、取組を実践する人を育てるとともに、取組体制を構築する必要があります。第5章は、第4章で示した具体的な取組を推進するため、“取組基盤”に関する施策を示しています。

なお、第5章には第4章の「分野」にあたるものを規定していないことや内容が多岐に渡るため、全体の指標は設定していません。

各項目の「具体的な施策」の評価点の推移を下記に示します。

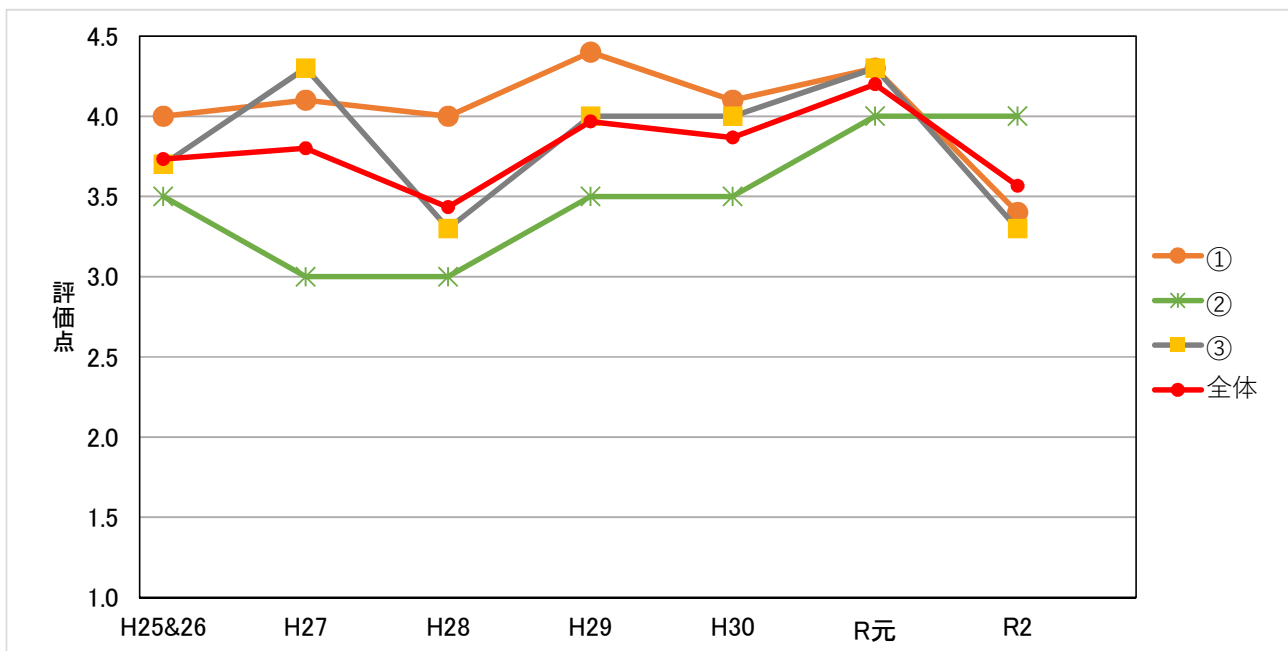
### ◆分野の指標

	現状 平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	目標

対象項目	施策
市民、事業者、 教育機関、行政	①環境学習・教育を推進する
	②情報の収集・発信・活用を推進する
	③各主体間のパートナーシップを構築する

### ◆各施策の評価点推移

	H25&26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
①環境学習・教育を推進する	4.0	4.1	4.0	4.4	4.1	4.3	3.4
②情報の収集・発信・活用を推進する	3.5	3.0	3.0	3.5	3.5	4.0	4.0
③各主体間のパートナーシップを構築する	3.7	4.3	3.3	4.0	4.0	4.3	3.3
分野全体(各施策の方向の平均)	3.7	3.8	3.4	4.0	3.9	4.2	3.6





第4章 実行に向けた取組 進捗状況評価一覧内訳

※評価について 5：十分達成した 4：7割以上達成した 3：5割以上達成した 2：5割まで達成できなかった 1：未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和元年度		令和2年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
自然環境と歴史						4.0		3.5	
①河川・湧水・用水 水環境を守る						4.0		3.6	
		1	●水環境保全の重要性について市民への意識啓発の実施	環境政策課	①市報やホームページによる市民への意識啓発の実施。 ②水の懇談会の活動に対するサポートを年2回実施。 ③雨タンの配布を年間10件実施。	4	①市報での啓発は至っていないがホームページでの啓発は行っている。 ②水の懇談会の多摩川でのわくわく投網体験及び環境フェスタへ参加する際のサポートを行った。 ③R元は7件配布した。	3	①市報での啓発には至っていないが、ホームページでの啓発は行っている。 ②新型コロナウイルス感染症の影響でイベントが中止になったため実施していない。 ③令和2年度は雨タンを11件配布した。
		2	●人々に安らぎと潤いを与える親水空間として、ママ下湧水、多摩川や矢川など水辺環境の保全	環境政策課	①ママ下湧水口、水路の護岸維持、しゅんせつ、清掃やハケの樹木の剪定等を行い、公園に訪れる人にとってもそこに住む生物にとっても良好な状態を維持する。 ②多摩川河川敷の草刈り、清掃を行い、良好な状態を維持する。 ③矢川の護岸の維持や草刈り、清掃等を行い、近隣住民や訪れる人、そこに住む生物にとっても良好な状態を維持する。	4	①公園協会や委託業務にて清掃や草刈りを行って頂きながら、市でも草刈り、剪定等を行った。ハケの樹木の管理が課題であり、予算の都合上着手出来ない箇所が多くある。 ②多摩川河川敷は指定管理者や市でも草刈等頻度を増やし、おおむね良好な状態であった。（R元10月の台風の影響で以後R2.3月まで使用禁止し、改修工事を実施している） ③自治会で清掃活動等を行った。護岸の維持や草刈は市が行った。	4	①公園協会や委託業務にて清掃や草刈を行っていただきながら、市でも草刈り、剪定等を行った。ハケの樹木の管理が課題であり、予算の都合上着手出来ない箇所が多くある。 ②多摩川河川敷は指定管理者や市でも草刈等の頻度を増やし、おおむね良好な状態であった。 ③自治会で清掃活動等を行った。護岸の維持や草刈は市が行った。
		3	●市民参加による河川・水路（用水路）の維持管理活動などの環境・仕組みづくり	環境政策課	市民参加による河川・水路（用水路）維持管理活動などの環境整備や仕組みをつくる。	3	自治会による清掃活動は定期的に行われているが、ボランティアを増やす取組はできていない。城山地域の環境保全を主目的とした里人会議は活動中。	3	自治会による清掃活動は定期的に行われているが、ボランティアを増やす取組はできていない。城山地域の環境保全・改善を主目的としてホタルの放流を里人会議で実施中。
	南部地域まちづくり課			教育委員会と協力し、小学校児童稲作体験学習会などを実施する。	5	小学5年生を対象に、田植え1回、稲刈り1回を実施した。併せて農業委員等による稲作や食事に関する説明を6校で実施した。	5	小学5年生を対象に稲作体験学習会を実施した。 ・田植え：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、小学生は参加せず、農業委員による機械植えを行った。 ・稲刈り：実施。参加者8校532名 ・ゲストスピーカー派遣（農業委員による出前授業）：3回実施 ・調理実習 農業委員訪問：1回実施	
		4	●河川・水路（用水路）を活用した生き物観察会など、自然にふれあえる機会の提供	環境政策課	①多摩川を活用して市民が自然にふれあえる機会をつくる。 ②矢川を活用して市民が自然にふれあえる機会をつくる。 ③水路（用水路）を活用して市民が自然にふれあえる機会をつくる。	4	①多摩川漁協の協力を得て水の懇談会と多摩川投網体験を実施した。参加者親子約30名。毎年定員超えの人気イベントである。 ②郷土文化館とNPO法人動物調査会の共催でくたち自然クラブを実施した。参加者25名強が抽選になるほどの人気事業である。 ③上記にくたち自然クラブで水路の生き物調査も行う。	2	昨年度まで継続的に市民と自然がふれあえるイベントを実施してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、当年度はイベントが中止となった。
	南部地域まちづくり課			教育委員会と協力し、小学校児童稲作体験学習会などを実施する。また城山さとのいえにて事業を実施する。	5	農業委員会にて田植え1回、稲刈り1回開催した。また、城山さとのいえにて田植え1回、稲刈り1回開催したほか、ウォーキングイベントにて用水・生き物の観察を実施した。	5	農業委員会にて稲刈りを1回開催した（田植えは新型コロナウイルスの影響で農業委員により実施）。また、城山さとのいえにて田植え1回、稲刈り1回開催したほか、ウォーキングイベントにて用水・生き物の観察を実施した。	

※評価について 5：十分達成した 4：7割以上達成した 3：5割以上達成した 2：5割まで達成できなかった 1：未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和元年度		令和2年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
		5	●河川改修時に生態系に配慮した護岸や親水空間、散策道等の整備	環境政策課	①多摩川の生態系に配慮した護岸や親水空間、散策道等の整備を行う。 ②矢川の生態系に配慮した護岸や親水空間、散策道等の整備を行う。 ③水路（用水路）の生態系に配慮した護岸や親水空間、散策道等の整備を行う。	3	①護岸整備に向けては費用面の問題から、予算確保が難しい状況。 ②護岸整備に向けては費用面の問題から、予算確保が難しい状況。 ③ヤクルト周辺の護岸改修実施設計委託を実施した。青柳崖線工事に伴う一時的な通学路としての活用のため、雨水第二幹線の遊歩道に、電灯や舗装整備（ウッドチップ）を実施した。用水路内や沿道の草刈りを行い、親しみやすい状態の維持に努めた。ヤクルト北側の水路沿いの手入れを行った。	3	①護岸整備に向けては費用面の問題から、予算確保が難しい状況。 ②護岸整備に向けては費用面の問題から、予算確保が難しい状況。 ③ヤクルト周辺の護岸改修工事を実施した。用水路内や沿道の草刈りを行い、親しみやすい状態の維持に努めた。ヤクルト北側の水路沿いの手入れを行った。
<b>②多様な自然環境を守り育てる</b>						<b>3.9</b>		<b>4.0</b>	
		6	●民有地崖線の管理支援	環境政策課	①民有地崖線の維持管理に対する経済的支援を行う。 ②民有地崖線の維持管理に対する労力提供等を行う。	3	①国立市緑化推進条例に基づき、保存樹木として指定し、維持管理費を助成している。また、無償使用貸借している民有地崖線の剪定等手入れを行った。令和元年度に「崖線樹林地の今後の基本的な方針」を策定し、寄付を前提とした使用貸借契約を所有者と締結し、市が維持管理していくこととした。 ②取り組めていないので、ボランティアを含めた労力確保については今後の課題として認識している。	3	①緑化推進条例に基づき、保存樹木として指定し、維持管理費を助成している。また、無償使用貸借している民有地崖線の剪定等手入れを行った。令和元年度に策定した「崖線樹林地の今後の基本的な方針」に基づき、寄付を前提とした使用貸借契約を1件締結した。 ②取り組めていないので、ボランティアを含めた労力確保については今後の課題として認識している。
		7	●市民の崖線の貴重さに対する認識を深め、協働による保全推進	環境政策課	①多摩川由来の崖線を有する8市及び東京都で構成する「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」に継続参加し、普及啓発に努める。 ②市として崖線の貴重さをPRしていく中で市民協働の体制を整備していく。	3	①各市の現状について情報共有を行ったが、協議会として普及啓発事業は実施していない。 ②くにたちの自然を知る・学ぶ・味わう「竹の子」の回で崖線の重要性について触れ、普及啓発を行った。	2	①各市の現状について情報共有を行ったが、協議会として普及啓発事業は実施していない。 ②HPで崖線の自然環境の貴重性について取りまとめているが、市民協働による保全には至っていない。
		8	●緑地保全地区指定の推進	環境政策課	緑の基本計画に掲げられた箇所を地域制緑地（特別緑地保全地区等）として指定していく。	3	土地所有者の意向も必要で難しい状況がある。ただし、崖線については令和元年度に「崖線樹林地の今後の基本的な方針」を策定し、寄付を前提とした使用貸借契約を所有者と締結し、市が維持管理していくこととした。	3	土地所有者の意向も必要で難しい状況がある。ただし、崖線については令和元年度に策定した「崖線樹林地の今後の基本的な方針」に基づき、寄付を前提とした使用貸借契約を1件締結した。
		9	●認定農業者の取組支援など環境保全型農業の推進支援	南部地域まちづくり課	①市内の認定農業者を増やす（H35までに33経営体）。 ②認定農業者への支援制度を実施する。	5	①新規認定数：1経営体（市内の認定農業者数：計22経営体※1減1増） ②補助金事業を実施した。決算額：3,271,000円	5	①新規認定数：1経営体（市内の認定農業者数：計23経営体※1増） ②補助金事業を実施した。決算額：3,482,000円
		10	●水路の整備・維持や不法投棄の防止など営農環境の整備	環境政策課	水路の草刈り等の維持管理を常時行い、不法投棄しにくい状況をつくる。	4	水路の草刈り、清掃等の維持管理を行った。	4	水路の草刈り、清掃等の維持管理を行った。
	南部地域まちづくり課			H25に設置した府中用水散策用案内板を活用し、用水に対する理解と知識を深める。	5	案内板の維持を継続したほか、城山さとのいえの事業「谷保の田んぼウォーキング」として用水沿いに歩くガイドツアーを9月に開催し、用水への知識、理解を深めるイベントを実施した。	5	案内板の維持を継続したほか、城山さとのいえの事業「谷保の田んぼウォーキング」として用水沿いに歩くガイドツアーを9月に開催し、用水への知識、理解を深めるイベントを実施した。	
		11	●担い手育成、直売所整備など営農支援事業の推進	南部地域まちづくり課	①市内の認定農業者を増やす（H35までに33経営体）。 ②認定農業者への支援制度を実施する。	5	①新規認定数：1経営体（市内の認定農業者数：計22経営体※1増1減） ②補助金事業を実施した。決算額：3,271,000円	5	①新規認定数：1経営体（市内の認定農業者数：計23経営体※1増） ②補助金事業を実施した。決算額：3,482,000円
		12	●農の風景育成地区の指定など、農地の保全・維持に向けた取組の推進	南部地域まちづくり課	①市の農業・農地を将来に渡って保全していくため農業者と協議、検討していく。 ②谷保の原風景を保全するための基金事業を活用して農地保全を推進する。	4	①平成29年度から発効した国立市第3次農業振興計画を推進すべく、市内農業者と市長を交えた勉強会を2回開催した。 ②谷保の原風景の保全に該当する用地取得はなかったが、継続して基金を積み立てている。	4	①平成29年度から発効した国立市第3次農業振興計画を推進すべく、市内農業者と市長を交えた勉強会を1回開催した。 ②谷保の原風景の保全に該当する用地取得はなかったが、継続して基金を積み立てている。

※評価について 5：十分達成した 4：7割以上達成した 3：5割以上達成した 2：5割まで達成できなかった 1：未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和元年度		令和2年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
		13	●農業ボランティア、市民農園の拡大、体験農園などによる農業に携わる機会創出	南部地域まちづくり課	①体験農園の開設を支援する。 ②城山さとのいえ事業を推進する。	4	①新規開設なし。既存の体験農園の参加者募集記事を市報に掲載した。 ②野菜収穫・調理体験等のイベントを66回開催した。	5	①新規開設なし。既存の体験農園の参加者募集記事を市報に掲載した。 ②野菜収穫・調理体験等のイベントを69回開催した。 ③農業者と市民との交流・協力体制づくりのため、東京都農林水産振興財団の事業（東京の青空塾）を活用して、市内農業者と援農ボランティア養成研修を開催した。 援農ボランティア受入れ農業者数：3名 援農ボランティア養成研修（地域研修）開催回数：18回 援農ボランティア認定者数：16名
		14	●くにたち野菜としてのブランド化推進および地産地消推進による地域農業の振興	南部地域まちづくり課	くにたち野菜月間事業を実施する。	5	農業者有志による任意団体「くにたちマルシェ会」が中心となって、農産物販売を中心としたマーケットイベント「くにたちマルシェ」を実施した。	5	農業者有志による任意団体「くにたちマルシェ会」が中心となって、農産物販売を中心としたマーケットイベント「くにたちマルシェ」を実施した。
		15	●市内の生物多様性について現状を把握するとともに国や都との共同による計画的な保全の推進	環境政策課	①市内の生物多様性の現状を調査・把握する。 ②広域的な視点を持った地域戦略を策定する。	3	①、②くにたち花と緑のまちづくり協議会内に生物多様性保全の観点も含めた検討を進めていくことを想定した「大学通り緑地帯全体計画検討会」を立ち上げ、保全計画に先行した取り組みを始めている。また、桜の維持管理方針の素案を作成した。	3	①、②くにたち花と緑のまちづくり協議会内に生物多様性保全の観点も含めた検討を進めていくことを想定した「大学通り緑地帯全体計画検討会」を立ち上げ、保全計画に先行した取り組みを進めている。
		16	●市民、事業者の生物多様性の保全に対する意識の啓発	環境政策課	①広域的な視点を持った地域戦略を策定する。 ②市民、事業者への意識啓発を実施する。	3	①、②くにたち花と緑のまちづくり協議会内に生物多様性保全の観点も含めた検討を進めていくことを想定した「大学通り緑地帯全体計画検討会」を立ち上げ、保全計画に先行した取り組みを始めている。また、桜の維持管理方針の素案を作成した。	4	①、②くにたち花と緑のまちづくり協議会内に生物多様性保全の観点も含めた検討を進めていくことを想定した「大学通り緑地帯全体計画検討会」を立ち上げ、保全計画に先行した取り組みを始めている。また、桜の維持管理方針の素案を作成し、運用を進めている。
<b>③地域の歴史・文化を未来に伝える</b>						<b>4.0</b>		<b>3.0</b>	
		17	●市内の指定・登録文化財や市所有の文化財を、市民の財産として保存	生涯学習課	1年間に2件程度文化財を指定・登録する。	4	R2年4月1日付で文化財として新たに2件登録し、市として保護・保存していく文化財を増やした。	2	令和2年度の新規指定・登録はなかった。
		18	●貴重な伝統民俗芸能を保存、継承できるように支援	生涯学習課	市指定無形民俗文化財の支援を行う。	4	市指定無形民俗文化財である谷保天満宮獅子舞の伝承を絶やさないため、谷保天満宮獅子舞保存会に対し、活動費等の助成を行った。	4	市指定無形民俗文化財である谷保天満宮獅子舞の伝承を絶やさないため、谷保天満宮獅子舞保存会に対し、活動費等の助成を行った。
		19	●くにたち郷土文化館を中心に市内歴史資源の情報発信・活用を推進	生涯学習課	郷土文化館において、市内歴史資源を活用した事業を実施する。	4	くにたち郷土文化館において、企画展示「カメラが写した国立～本田家資料と広報課移管写真を中心に～」や、収蔵する災害関連資料により企画展示「くにたちと災害」などを実施し、市内歴史資料の情報発信・活用に努めた。	4	くにたち郷土文化館において、旧国立駅舎復元を記念した企画展示「赤い三角屋根」誕生-国立大学町開拓の景色-」や、「国立駅開業と国立大学町の開発-『赤い三角屋根』誕生のころ」を開催したほか、「写真に見る滝乃川学園-歩みの記録を中心に-」などを実施し、市内歴史資料の情報発信・活用に努めた。
		20	●くにたち郷土文化館や古民家などを利用した伝統行事、年中行事を実施・継承	生涯学習課	郷土文化館と古民家で伝統行事・年中行事に関する事業を実施する。	4	くにたち郷土文化館や古民家では、五月人形・鯉のぼり飾り、十五夜だんご作り、節分の豆まき、ひな人形飾りなどを実施した。	2	くにたち郷土文化館や古民家では、ひな人形飾りなどを実施したが、その他行事は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。



※評価について 5：十分達成した 4：7割以上達成した 3：5割以上達成した 2：5割まで達成できなかった 1：未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和元年度		令和2年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
都市環境						3.8		3.9	
④誇らしい景観を守り、未来につなげる						3.3		3.4	
		21	●景観法に基づく景観計画・景観条例の策定	都市計画課	①景観行政団体への移行の取り組み ②東京都と協議を行い、同意を得る。	3	①②H28年10月よりまちづくり条例が施行され、審議会が統合されたことにより、現段階では景観行政団体に移行しなくとも、良好なまちなみを保っている。2つの条例が連携された事により、今現在は景観行政団体への移行を検討していない。	3	①②H28年10月よりまちづくり条例が施行され、審議会が統合されたことにより、現段階では景観行政団体に移行しなくとも、良好なまちなみを保っている。2つの条例が連携された事により、今現在は景観行政団体への移行を検討していない。
		22	●まちづくり条例の策定	都市計画課	①まちづくり条例の制定に向けての取り組み ②まちづくり条例に基づく開発事業の手続き及び地区まちづくり計画の策定に向けた取り組み	5	(①H28年10月に条例制定済み。) ②R元年度は20件の手続きを行い、15件で事業者と協定締結した。まちづくり審議会6回開催。	5	(①H28年10月に条例制定済み。) ②R2年度は14件の手続きを行い15件で事業者と協定を締結した。まちづくり審議会6回、調整会2回開催。
		23	●都市景観形成重点地区の指定による景観の保全、向上、創出	都市計画課	①都市景観形成重点地区候補地となっている2地区（大学通り商業・業務地区、青柳崖線地区）の指定に向けた取組 ②都市景観形成重点地区に指定している2地区において届出による重点地区景観基準への適合確認。そのことによる景観の保全等	3	①重点地区候補地の指定に向けた取組として、対象地区の関係者と今後の進め方について話し合いを行っている。 ②国立市都市景観形成条例の重点地区で、R元度は1件の手続きを行い、景観の保全、向上、創出を図っている。	3	①重点地区候補地の指定に向けた取組として、対象地区の関係者と今後の進め方について話し合いを行っている。 ②国立市都市景観形成条例の重点地区で、R2年度は手続が0件であったが、引き続き重点地区景観形成基準に基づき景観の保全、向上、創出を図っていく。
		24	●大規模開発行為などに対する都市景観形成の誘導実施	都市計画課	国立市都市景観形成条例に基づく大規模行為届出された内容の大規模行為景観形成基準への適合確認し、都市景観形成の推進を図る。	5	国立市都市景観形成条例により、R元度は15件の手続きを行い、都市景観形成の誘導実施を行っている。	5	国立市都市景観形成条例により、R2年度は12件の手続きを行い、都市景観形成の誘導実施を行っている。
		25	●重要景観資源の指定の推進	都市計画課	国立らしさを構成する重要な要素となっているものを重要景観資源として指定することによって、優れた景観資源を明らかにし、残していくとともに、都市景観形成の推進を図る。	2	R2年3月に策定した国立市都市景観形成基本計画改訂版（国立市景観づくり基本計画）の中で、景観資源の整理を行うとともに、資源の考え方や指定の方針などを定め、指定の推進に向けた取組を行った。	2	R2年3月に策定した国立市景観づくり基本計画に基づき、景観づくりの指針となる景観づくりガイドラインの作成検討に向けて、市内の景観に関する基礎調査を実施した。また、公共施設の整備・維持管理にあたっては、事業担当部署と景観担当部署で早い段階から良好な景観の形成に関する協議・確認を行う景観デザイン協議を実施した。
		26	●雑木林、屋敷林、歴史文化資源周辺など伝統的な風景を保全	都市計画課	大規模景観形成基準において、既存樹木を保全活用した建物の配置計画となるよう指導する。	4	国立市都市景観形成条例において、既存樹木の保全等について指導・助言を行っており、大規模な計画については既存樹木の活用を計画の中に取り入れていただいている。	4	国立市都市景観形成条例において、既存樹木の保全等について指導・助言を行っており、大規模な計画については既存樹木の活用を計画の中に取り入れていただいている。
	生涯学習課			歴史文化資源周辺など伝統的な風景を保全するため、樹木の剪定の際は届出を受け、チェックを行う。	4	都指定文化財である谷保天満宮の社叢を守るため、剪定の際は届出を提出してもらい、立ち会うこととしている。	4	都指定文化財である谷保天満宮の社叢を守るため、剪定の際は届出を提出してもらい、立ち会うこととしている。	
	環境政策課			①数少ない雑木林、屋敷林、歴史的景観を再生するために二次林を構成する樹種による緑化を推進していく。 ②民有地等の保存すべき樹木を指定し、保存に係る費用の一部を助成する。	3	①実績なし ②枝おろし補助2本、指定本数44本	3	①富士見台第1団地分譲住宅の建て替えの検討において、敷地内緑化の一部を雑木林再生の場所として整備していくこととなった。 ②枝おろし補助5本、指定本数44本	
		27	●景観形成活動団体の認定と支援、顕彰制度創設等による市民参画の景観づくり推進	都市計画課	まちづくり・景観づくりに積極的に取り組み景観形成の模範となった個人・団体等の顕彰、貢献している団体の景観形成市民団体の認定を行う。	2	大学通り緑地帯に設置された重点地区の案内看板について、C地区協議会と合同で設置状況の確認を行うとともに、情報の古い看板を撤去し、設置数を削減したうえで新たな看板を設置した。	2	新型コロナウイルスの影響を考慮し新しい取り組みは実施していないが、大学通り緑地帯に設置している重点地区の案内看板をもって、景観づくり推進の考え方を周知している。

※評価について 5：十分達成した 4：7割以上達成した 3：5割以上達成した 2：5割まで達成できなかった 1：未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和元年度		令和2年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
		28	●学校や地域における、まちづくり・景観教育の実施	都市計画課	景観を大切にすることを育てるため、学校や地域において、景観を見たり考えたりする機会を設ける。	2	学校教育のなかでの景観教育を実施しているほか、国立市の景観について、興味があり来庁した中学生に対し景観に関する説明を行った。一方、地域において景観教育の実施はできなかった。	2	学校教育のなかでの景観教育を実施しているが、地域において景観教育の実施はできなかった。
		29	●一般市民を対象とした勉強会、講習会などの開催	都市計画課	多くの市民に積極的に景観形成に参加・協力してもらうため、わくわく塾にたち等を活用し啓発活動を行う。	2	わくわく塾のメニューはあるが、実施はなかった。	5	富士見通り中商店街に対し、わくわく塾にたちを開催した。
<b>⑤まちなかの緑を増やす</b>						<b>3.2</b>		<b>3.2</b>	
		30	●民有地の緑化推進に向けた、生垣導入支援、屋上・壁面緑化の情報提供などの実施	環境政策課	①市報、ホームページ等で生垣助成、屋上・壁面緑化推進に向けた啓発を実施していく。 ②生垣助成制度を継続的に実施する。 ③民有地の安全緑化を推進するための講習会を開催する。	4	①引き続き、市報、ホームページ、マニュアル等を作成し、啓発活動を実施 ②生垣助成は4件 ③ガーデン講習会1回及び安全緑化見本園の施工監修を実施	4	①引き続き、市報、ホームページ、マニュアル等を作成し、啓発活動を実施した。 ②生垣助成は1件 ③ガーデン講習会1回及び安全緑化見本園の施工監修については、新型コロナ禍のため未実施。
		31	●緑化推進に向けた広報、パンフレットなどによる意識啓発	環境政策課	①市内の緑化推進に向けて、市報やパンフレットを作成し、市民の意識啓発を行う。 ②市民の意識啓発のためのイベントを行う。	3	①、②花と緑のまちづくり協議会のくにたちの自然を知る・学ぶ・味わう等の各種イベントを通じて、意識啓発を行った。また、協議会活動の普及啓発のための会報やACT FOR GREENなどは新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、着手はしたものの完成まで至らなかった。	3	①花と緑のまちづくり協議会活動の普及啓発のための会報「ACT FOR GREEN」をホームページ上で閲覧できる形式に変更し発行した。 ②くにたちの自然を知る・学ぶ・味わう等の各種イベントは新型コロナ禍により未実施。
		32	●公園・緑地の整備推進	環境政策課	①土地区画整理事業等を活用した公園・緑地の整備を実施していく。 ②崖線等の民有地の緑地の公有地化や無償使用貸借契約を行い保全する。	3	①R1は実績なし。 ②崖線所有者と無償使用貸借契約について、協議を行っている。なお、令和元年度に崖線樹林地の維持管理の基本的な方針を策定した。	3	①R2は実績なし。 ②令和元年度に策定した「崖線樹林地の今後の基本的な方針」に基づき、寄付を前提とした使用貸借契約を1件締結した。
		33	●公共施設の緑化の推進	環境政策課	公共施設内の花壇整備や生垣、屋上・壁面緑化等の整備を実施していく。	3	公園や大学通り緑地帯について、花壇整備を市民の協力を得ながら行った。	3	公園や大学通り緑地帯について、花壇整備を市民の協力を得ながら行った。
		34	●緑地や街路樹整備時の連続性の確保による花と緑のネットワークの形成	環境政策課	①都市計画道路や街路樹が整備されていない広幅員道路等の整備時に道路緑化を実施していく。 ②狭い私道等の緑化を実施していく。	3	①H30は広幅員道路等の整備が無いため実績なし。 ②公園・緑地と緑の拠点（一橋大学や谷保天満宮など）を結ぶ道路や宅地を緑化する「路地庭」づくりを継続実施した。	3	①都市計画道路3・4・10号線が開通し、道路緑化が実施された。 ②当年度は案件なく未実施

※評価について 5：十分達成した 4：7割以上達成した 3：5割以上達成した 2：5割まで達成できなかった 1：未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和元年度		令和2年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
⑥環境にやさしい交通の実現に取り組む						4.8		5.0	
		35	●（仮称）地域交通計画の策定	道路交通課	地域交通計画の策定及び推進管理。	5	①コミュニティサイクルを本格実施した。 ②北大通り、さくら通りの「くにつこ」停留所のベンチを補修・新設を行った。 ③街路樹の診断等を行い適正な管理を実施した。	5	①コミュニティサイクルの駐輪ポートを拡充した。 ②北大通りの「くにつこ」、青柳大通りの「あおやぎっこ」停留所のベンチを補修・新設を行った。 ③街路樹の診断等を行い適正な管理を実施した。
		36	●快適な歩行環境の整備	道路交通課	H25から、さくら通り改修事業により、快適な歩行環境の整備を進める（全延長約1,850m）。	4	改修前の歩道は、自転車と歩行者が混在していたが、自転車道整備により自転車と歩行者を分離し、快適な歩行空間を整備した。また、根上りした凸凹歩道を合わせて改修した（整備済み延長約1,450m、残り380m）。	5	第6工区の自転車道の整備に併せて歩道も工事し、本年度の実施目標を達成した。（令和2年度事業費分の施工実績数量を超えた。）
		37	●自転車利用の利便性・安全性の向上による自転車利用の促進	道路交通課	①さくら通りの改修工事に伴い自転車道を整備する。 ②自転車ナビマークを整備する。 ③自転車ネットワーク計画を作成し、利便性・安全性の向上を図る。	5	①第5工区の自転車道を整備完了した。（6工区令和3年度完了予定） ②令和2年度に整備する自転車ナビマーク整備箇所の選定をおこなった。 ③国立市自転車安全利用促進計画の策定をおこなった。	5	①第6工区の自転車道を整備開始した。（令和3年度完了予定） ②③国立市自転車安全利用促進計画に基づき青柳大通り及び団地通りに自転車ナビマークを設置した。
		38	●既存自転車駐車場について、利便性向上に向けて見直すとともに新たな自転車駐車場を整備拡充	道路交通課	国立駅南第1自転車駐車場整備する。	5	高架下自転車駐車場使用料を一般料金1,000円、学生500円に改定し、一時利用2時間無料を実施した結果、一時利用者が増加した。	5	電動自転車の増加に伴い、国立駅南第1自転車駐車場の平置スペースを拡大した。
		39	●自転車の利用マナー向上、放置自転車対策の推進	道路交通課	①全小学校を対象とした自転車安全利用講習会を実施する。 ②中学校を対象としたスケアード・ストレート教育技法による交通安全教室を実施する。 ③その他交通安全事業を実施する。 ④放置自転車の移送及び啓発を実施する。	5	①自転車安全利用講習会を全小学校にて実施した。 ②スケアード・ストレート教育技法による交通安全教室を第3中学校にて実施した。 ③5月の「LINKくになち」にて、自転車シュミレーションを実施し、11月の市民祭で立川警察署と協働でスケアード・ストレート教育技法による交通安全教室を実施した。 ④3駅周辺の放置自転車の移送、移送台数は前年度より345台減少した。夜間撤去を定期的実施した。	5	①自転車安全利用講習会を全小学校にて実施した。 ②スケアード・ストレート教育技法による交通安全教室を第2中学校にて実施した。 ③新型コロナウイルスの影響により、イベントが中止になった。 ④3駅周辺の放置自転車の移送、移送台数は前年度より345台減少した。夜間撤去を定期的実施した。
		40	●コミュニティバスを含む公共交通の利用推進	道路交通課	①コミュニティバス運行事業の改善の検討及び実施する。 ②コミュニティワゴン試行運行の評価・今後の方針を検討する。 ③福祉的な交通の方向性について検討する。	5	①交通安全確保の観点からコミュニティバスの一部ルートを変更した。 ②車両のデザイン化を地元自治会等と検討し、平成31年4月から青柳ルートの本格運行を実施した。 ③福祉有償運送事業者と協議し、市内料金の一律化と各事業者の料金統一化を図り、令和2年度から実施することになった。11月に一橋大学と協働で福祉交通のシンポジウムを開催した。	5	①②新型コロナウイルスの影響により、乗客数が減少し、運賃収入も減少したため、補助金による補填を行った。 ③福祉有償運送事業の市内料金の一律化と各事業者の料金統一化を実施し、市報等により広く周知を行ったことで、大幅に利用数が増加した。



※評価について 5：十分達成した 4：7割以上達成した 3：5割以上達成した 2：5割まで達成できなかった 1：未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和元年度		令和2年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
生活環境						4.0		4.0	
⑦安心・安全な環境を守る						4.0		4.0	
		41	●事業所排出ガスによる大気汚染防止に向けた監視・指導	環境政策課	①市内一般大気中の汚染物質調査の実施。 ②市内南部地域廃棄物焼却処理工場のばい煙分析調査の実施。もし基準超過した場合、指導する。 ③新規事業所への適切な指導。	5	①大気中のダイオキシン類について、市庁舎屋上他市内2か所を夏冬2回調査した。基準超過は無し。 ②市内2か所の産廃焼却施設から排出されるばい煙を調査した。基準超過は無し。 ③新規事業所の申請は無し。	5	①大気中のダイオキシン類について、市庁舎屋上他市内2か所を夏冬2回調査した。基準超過は無し。 ②市内2か所の産廃焼却施設から排出されるばい煙を調査した。基準超過は無し。 ③新規事業所の申請は無し。
		42	●環境負荷が少ない交通手段への代替促進等による大気汚染の防止	環境政策課	①庁用車における電気自動車及びハイブリッドカーの割合を50%以上にする。 ②庁内向けに市内自転車移動を推進する。 ③低公害車導入補助制度を作る。 ④電気自動車の普及のため急速充電器を整備する。 ⑤市民に自転車移動及び公共交通機関の利用を呼び掛ける。	2	①庁用車56台中ハイブリッド車が4台、電気自動車が2台で割合は11%。 ②家庭の訪問業務が多い福祉部署では電動自転車を導入している。 ③低公害車導入補助制度は財政的な理由により未着手。 ④急速充電器及び普通充電器を庁舎駐車場に設置している。 ⑤市民への呼び掛けは特に行わなかったため、今後国立市域地球温暖化対策アクションプランに基づき自転車移動等を呼び掛けていく。	2	①庁用車56台中ハイブリッド車が4台、電気自動車が2台で割合は11%。 ②家庭の訪問業務が多い福祉部署では電動自転車を導入している。 ③低公害車導入補助制度は財政的な理由により未着手。 ④急速充電器及び普通充電器を庁舎駐車場に設置している。 ⑤市民への呼び掛けは特に行わなかったため、今後国立市域地球温暖化対策アクションプランに基づき自転車移動等を呼び掛けていく。
		43	●屋外焼却や臭気による周辺環境への影響に対する指導	環境政策課	①野焼き苦情への適切な対応。 ②飲食店や事業所の悪臭苦情への適切な対応。 ③農家の野焼きについて南部地域まちづくり課との連携。 ④屋外焼却の禁止について市報やホームページで啓発。	4	①野焼き苦情は年間13件あり、ほぼ農業に伴うもので、現場にて消火するよう配慮をお願いした。 ②カレー屋、ごみ、堆肥や焼却炉などの苦情に対し適切に対応した。 ③特に行わなかったため、今後営農環境保全のため、野焼きや堆肥へのご理解を求める意識啓発を農業振興係へお願いしている。 ④市報12月20日号にて野焼きや薪ストーブの使用に対し注意喚起した。ホームページでは注意喚起を実施済み。	4	①野焼き苦情は年間11件あり、現場確認を行い野焼きを行っている方が特定出来た際には消火するようお願いした。 ②苦情に対し適切に対応した。 ③市報12月20日号にて農地での焼却作業にご理解いただくよう周知をおこなった。 ④市報12月20日号にて焼却設備を使用しない焼却は原則禁止されている旨、注意喚起した。
		44	●水質汚濁防止に向けた監視・指導	環境政策課	①多摩川、矢川、府中用水(水路)の水質調査の実施。 ②油の流出や魚の大量死等水質事故時の適切な対応。	5	①多摩川水系合同調査を年2回実施、矢川系統水質調査(湧水含む)を年4回実施。大幅な基準超過は無し。 ②水質事故は発生しなかったが、都が実施する連絡会へ出席し、事故に備えた。	5	①多摩川水系合同調査を年2回実施、矢川系統水質調査(湧水含む)を年4回実施。大幅な基準超過は無し。 ②水質事故は発生しなかったが、都が実施する連絡会へ出席し、事故に備えた。
		45	●自動車による騒音・振動の監視	環境政策課	①市内主要道路の要請限度調査及び面的評価の実施。 ②自動車騒音振動苦情への適切な対応。	5	①甲州街道、日野バイパス、大学通りの騒音振動調査を実施。甲州街道の昼夜間のみ要請限度以下であった。また、自動車騒音の状況及び対策の効果を把握するため、毎年行う常時監視(面的評価)調査を実施し、国へ結果を報告した。 ②自動車騒音振動苦情はなかった。	5	①甲州街道、日野バイパス、大学通りの騒音振動調査を実施。自動車騒音の状況及び対策の効果を把握するため、毎年行う常時監視(面的評価)調査を実施し、国へ結果を報告した。 ②自動車騒音振動苦情はなかった。
		46	●事業活動に伴う騒音・振動の発生防止に向けた啓発・指導	環境政策課	①工場、指定作業場、一般の事業所から発生する騒音・振動苦情に対する適切な対応。 ②新規事業者への窓口指導。 ③市報等による啓発の実施。	3	①騒音について、工場は0件、指定作業場は作業音1件、プールの声1件、事業所は呼び込み、換気扇など3件あり対応した。振動苦情はなかった。 ②自動車整備、飲料製造の工場認可申請が2件あり、騒音防止を指導した。 ③市報での啓発は行えなかったため、紙面に限りのある市報よりもホームページでの啓発を進めていきたい。	3	①指定作業で騒音3件、その内1件では振動に関する苦情も含まれていたため対応した。 ②新規事業者からの相談はなかった。 ③市報での啓発は行えなかったため、紙面に限りのある市報よりもホームページでの啓発を進めていきたい。

※評価について 5：十分達成した 4：7割以上達成した 3：5割以上達成した 2：5割まで達成できなかった 1：未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和元年度		令和2年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
		47	●日常生活における近隣騒音に対する相談や指導	環境政策課	近隣騒音苦情への適切な対応。	5	生活騒音として、楽器が2件、点灯音1件、換気扇1件、その他5件で計9件対応した。	5	主に、生活騒音に関連する苦情については、明確な規制基準がないが、個別ケースごとに、騒音の発生状況を双方にヒアリングし対応した。
		48	●土壌・地下水汚染調査の指導	環境政策課	①工場の廃止時等に行われる土壌汚染調査の適切な実施指導。 ②過去に起きた工場由来の地下水汚染の継続監視。	5	①土壌汚染調査届出はなかった。 ②汚染源の工場とその下流域の井戸を主に調査した（13カ所）。汚染源は基準値を下回ってきたが、すぐ下流の井戸（2カ所）は依然として基準超過していた。	5	①土壌汚染調査届出はなかった。 ②汚染源の工場とその下流域の井戸を主に調査した（13カ所）。汚染源は基準値を下回ってきたが、すぐ下流の井戸（2カ所）は依然として基準超過していた。
		49	●電磁波に関する情報の把握および収集や市民への提供	環境政策課	①都や国から提供される情報の把握。 ②インターネット等を活用した定期的な新情報のチェック。 ③市報などによる市民への情報提供。	3	①都や国からの情報提供はなかった。 ②インターネットで新情報があるのか調べた。 ③携帯電話事業者が新たに700MHz帯の周波数を用いることについて市報、ホームページで周知した。	2	①都や国からの情報提供はなかった。 ②インターネットで、関連する情報については継続的に情報収集しているがあるのか。 ③当年度は市報については行えなかったが、HPで継続的に周知している。
		50	●市内の低周波音問題についての状況把握および情報収集	環境政策課	①低周波音苦情への適切な対応。 ②国や都が行う研修への参加や提供される情報の把握。 ③インターネット等を活用した新情報の確認。	2	①低周波音苦情が2件あり、真摯に対応した。 ②環境省主催の研修へ参加した。新しい通知等はなかった。 ③インターネットで調べたが、新しい情報は見つからなかった。	3	①低周波音苦情が1件あり、真摯に対応した。 ②環境省主催の研修へ参加した。新しい通知等はなかった。 ③インターネットで調べたが、新しい情報は見つからなかった
		51	●継続的な放射線量の監視および、調査結果について市民への情報提供	環境政策課	①定点測定及び市内空間線量の全域調査の実施。 ②市報やホームページによる市民への調査結果の提供。	5	①週1回谷保第4公園で空間放射線量を測定した。また、年1回市内の学童児童施設を中心に約50カ所の空間線量を測定した。結果は全て基準値以下。 ②上記調査結果を市報及びホームページで公表している。	5	①週1回谷保第4公園で空間放射線量を測定した。また、年1回市内の学童児童施設を中心に約50カ所の空間線量を測定した。結果は全て基準値以下。 ②上記調査結果を市報及びホームページで公表している。
<b>資源循環</b>						<b>4.0</b>		<b>3.7</b>	
<b>⑧5Rの推進に取り組む</b>						<b>4.4</b>		<b>3.7</b>	
		52	●事業系ごみの削減、事業系紙ごみの再資源化の推進	ごみ減量課	①事業系ごみ（可燃持込量）の前年度からの減量 ②一定規模以上の事業所、事業用大規模建築物の所有者からの必要書類の受理 ③一般廃棄物収集運搬許可業者を通じての排出事業者に対する発生抑制・適正排出・再資源化の呼びかけ ④不適正排出事業者に対する適正排出等の指導	5	①R1の事業系ごみ（可燃持込量）は3,616 tで、前年度（H30:3,723 t）より減少した。 ②一定規模（一日平均排出量100kg）以上の事業所（19者）から「事業系一般廃棄物等の発生及び排出の抑制に関する計画書」の提出を受けた。また事業用大規模建築物（事業用途延床1,500㎡以上）の所有者（72者）から「廃棄物等管理責任者選任届」及び「廃棄物等の減量及び再利用に関する計画書」の提出を受けた。 ③一般廃棄物収集運搬許可業者を通じて、排出事業者に発生抑制・適正排出・再資源化を呼びかけた。 ④不適正排出事業者に対して、巡回等により適正排出を指導した。	5	①R2の事業系ごみ（可燃持込量）は2,772 tで、前年度（3,616 t）より減少した。 ②一定規模（一日平均排出量100kg）以上の事業所（19者）から「事業系一般廃棄物等の発生及び排出の抑制に関する計画書」の提出を受けた。また事業用大規模建築物（事業用途延床1,500㎡以上）の所有者（72者）から「廃棄物等管理責任者選任届」及び「廃棄物等の減量及び再利用に関する計画書」の提出を受けた。 ③一般廃棄物収集運搬許可業者を通じて、排出事業者に発生抑制・適正排出・再資源化を呼びかけた。 ④不適正排出事業者に対して、巡回等により適正排出を指導した。
		53	●生ごみたい肥化容器普及など各種取組を通じた生ごみ減量化の推進	ごみ減量課	①前年度と同水準の生ごみ堆肥化容器購入費助成件数の確保 ②前年度と同水準のミニ・キエーロ（生ごみ堆肥化容器）普及件数の確保 ③生ごみの水切りについて、市報、ホームページ、駅頭広報、ミニ出前講座等で周知	4	①R1の生ごみ堆肥化容器購入費助成件数は4件で、前年度（H30：1件）よりも増加した。 ②R1のミニキエーロ普及件数は117件（モニター75件、販売42件）で、前年度（H30：148件）よりも減少した。 ③生ごみの水切りについて、市報、ホームページ、駅頭広報、ミニ出前講座等で周知した。	3	①R2の生ごみ堆肥化容器購入費助成件数は8件で、前年度（R元：4件）よりも増加した。 ②R2のミニキエーロ普及件数は76件（モニター43件、販売33件）で、前年度（R元：117件）よりも減少した。 ③生ごみの水切りについて、市報、ホームページ、駅頭広報、ミニ出前講座等で周知した。 ※コロナ禍にありイベントの減る中で、キエーロ普及の維持に努めた。



※評価について 5：十分達成した 4：7割以上達成した 3：5割以上達成した 2：5割まで達成できなかった 1：未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和元年度		令和2年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
		54	●家庭ごみ有料化（指定有料袋の導入）	ごみ減量課	家庭ごみ有料化の実施	5	H29年9月より家庭ごみの有料化を実施した。	5	H29年9月より家庭ごみの有料化を実施した。
		55	●EPR（拡大生産者責任）の推進	ごみ減量課	関係機関を通じて、国、東京都に対してEPR（拡大生産者責任）の推進を要望	5	関係機関を通じて国、東京都に対してEPR（拡大生産者責任）の推進を要望した。	5	関係機関を通じて国、東京都に対してEPR（拡大生産者責任）の推進を要望した。
		56	●(仮称)リサイクルプラザやフリーマーケットを活用したリユースの推進	ごみ減量課	①前年度と同水準のリサイクル家具・自転車販売店舗の確保 ②前年度と同水準のリサイクル家具等販売会開催数の確保 ③前年度と同水準のリサイクル家具・自転車販売数の確保	4	①NPO法人ゆーからでリサイクル自転車及び家具、自転車商組合4店舗でリサイクル自転車の販売を行った。（H30と同様） ②リサイクル家具等販売会を1回開催した。（H30は2回） ③リサイクル家具560点、リサイクル自転車142台を販売した。（H30はリサイクル家具666点、リサイクル自転車186台）	4	①NPO法人ゆーからでリサイクル自転車及び家具、自転車商組合3店舗でリサイクル自転車の販売を行った。（R元は4店舗） ②リサイクル家具等販売会を2回開催した。（R元は1回） ③リサイクル家具524点、リサイクル自転車155台を販売した。（R元はリサイクル家具560点、リサイクル自転車142台）
		57	●廃食油の回収や生ごみやせん定枝のたい肥化を通じたバイオマスの利活用推進	ごみ減量課	①前年度と同水準の廃食用油回収量の確保 ②前年度以上のせん定枝等の資源化量の確保	4	①R1の廃食用油回収量は900ℓで、前年度（H30：684ℓ）より増加した。 ②R1のせん定枝等の資源化量は3tで、前年度（H30：12t）よりも減少した。	3	①R2の廃食用油回収量は342ℓで、前年度（R1：900ℓ）より減少した。 ②R2のせん定枝等の資源化量は8tで、前年度（R元：3t）よりも増加した。
		58	●資源物の分別収集・集団回収の推進	ごみ減量課	①前年度以上の資源回収実施団体の確保 ②前年度以上の資源回収量の確保	3	①R1の資源回収実施団体は74団体で、前年度（H30：75団体）より減少した。 ②R1の資源回収量は1,128tで、前年度（H30：1,179t）よりも減少した。	3	①R2の資源回収実施団体は62団体で、前年度（R元：74団体）より減少した。 ②R2の資源回収量は1,017tで、前年度（R元：1,128t）よりも減少した。
		59	●プラスチック製容器包装ごみの再資源化	ごみ減量課	①前年度と同水準の資源化量 ②（公財）容器包装リサイクル協会の引取り品質基準「A」評価の継続	4	①R1のプラスチック製容器包装ごみの資源化量は557tで、前年度（H30：609t）よりも減少した。 ②（公財）日本容器包装リサイクル協会の引取り品質基準「A」評価を受けた（H30同様）。	4	①R2のプラスチック製容器包装ごみの資源化量は552tで、前年度（R1：557t）よりも減少した。 ②R2の（公財）日本容器包装リサイクル協会の引取り品質調査は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から実施されなかった。
		60	●グリーン購入の推進	ごみ減量課	市報、ホームページ、出前講座等で環境配慮物品の購入を周知	5	市民に対して、市報特集号、市ホームページ、出前講座等で環境配慮物品の購入を周知した。	4	市民に対して、市報特集号、市ホームページ、出前講座等で環境配慮物品の購入を周知した。
				環境政策課	①グリーン購入の調達方針の策定。 ②環境配慮契約の方針の策定。 ③庁内へ向けてグリーン購入についての啓発。 ④物品調達時の環境配慮製品の選択を推進する。	4	①R1に環境省の支援を受けて策定した。 ②環境配慮契約の方針は策定し、電気の供給を受ける契約について適用している。 ③R1に環境省の支援を受けて啓発をした。 ④公共事業実施時には環境物品（建材等）を調達している。	4	①R1に環境省の支援を受けて「国立市グリーン購入基本方針」を策定した。 ②「国立市電力の調達に係る環境配慮方針」を策定し、電気の供給を受ける契約について適用している。 ③新型コロナウイルス感染症の影響で庁内研修を中止したが、研修資料を送付することで啓発を行った。 ④公共事業実施時には環境物品（建材等）を調達している。
		61	●一般廃棄物の中間処理後に発生する焼却灰の適切な利活用推進	ごみ減量課	①前年度と同水準のエコセメント利用 ②前年度と同水準のラグ利用（※H28.7まで）	4	①東京たま広域資源循環組合（二ツ塚処分場）ではH18年7月から焼却飛灰をエコセメント化している。R1は道路及び下水道整備に12.3t利用した。（H30は16t）	5	①東京たま広域資源循環組合（二ツ塚処分場）ではH18年7月から焼却飛灰をエコセメント化している。R2は道路及び下水道整備に25t利用した（H1は12.3t）

※評価について 5：十分達成した 4：7割以上達成した 3：5割以上達成した 2：5割まで達成できなかった 1：未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和元年度		令和2年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
		62	●施設見学会やイベントなどを活用した意識啓発の実施	ごみ減量課	①前年度と同水準の施設見学会の実施 ②前年度と同水準のイベントの実施	4	①環境教育の一環として、環境センター、クリーンセンター多摩川、ニッ塚処分場その他の施設をR1は27団体（小学校、自治会ほか）1,266名が見学し、ごみ処理の理解を深めた。（H30は32団体1,443人） ②環境フェスタを実施した。（年1回）（H30も年1回）	2	①環境教育の一環として、環境センター、クリーンセンター多摩川、ニッ塚処分場その他の施設の見学、R2は中止。（R1は27団体1,266人） ②環境フェスタ中止。（年1回）（R元も年1回）
		63	●廃棄物減量等推進員の活用	ごみ減量課	①前期と同水準の人数の確保 ②前年度と同水準の活動の実施	5	①令和元年度に50人の市民を第13期廃棄物減量等推進員として委嘱した。（任期：2年間）（第12期は52人） ②環境フェスタ（年1回）、マイバッグキャンペーン（年1回）、市内一斉清掃（年2回）のイベントに参加いただいた。（H30も同様）	2	①令和元年度に50人の市民を第13期廃棄物減量等推進員として委嘱した。（任期：2年間）（第12期は52人） ②マイバッグキャンペーン（年1回）のイベントに参加いただいた。
		64	●各主体の協力による販売店での資源物回収促進	ごみ減量課	①販売店での資源物回収を市報・ホームページ等で周知 ②前年度以上の（同水準の）回収店舗数の確保（スーパーマーケット、ごみ減量協力店）	5	①販売店での資源物回収状況を市報・ホームページ等で周知した。 ②前年度より回収店舗数が増加した。（スーパーマーケット13店舗、エコショップ22店舗）（H30：スーパーマーケット13店舗、ごみ減量協力店8店舗）	3	①販売店での資源物回収状況を市報・ホームページ等で周知した。 ②前年度より回収店舗数が増加した。（スーパーマーケット13店舗、エコショップ26店舗）（H30：スーパーマーケット13店舗、エコショップ22店舗）
		65	●ポイ捨てやペットの排泄物の処理などに対する市民の意識啓発や美化活動の推進	ごみ減量課	①路上喫煙禁止区域の指定、路面シールの貼付、路上喫煙禁止の指導（委託）、喫煙マナーアップキャンペーンの実施 ②犬のふん放置について市報、ホームページで啓発、路面シールの貼付	5	①路上喫煙禁止区域に路上喫煙及び迷惑喫煙防止の路面シール139枚を貼付。路上喫煙指導啓発等を実施（委託）。中央線沿線市の統一行動として、市民との協働により喫煙マナーアップキャンペーンを年2回実施。 ②犬のふん放置に関しては、市報、ホームページで啓発、また、啓発路面シールを作成し、特に放置がひどい場所に24枚貼付した。	3	①路上喫煙禁止区域に路上喫煙及び迷惑喫煙防止の既設路面シールの管理。路上喫煙指導啓発等を実施（委託）。中央線沿線市の統一行動として、市民との協働により喫煙マナーアップキャンペーンを年1回実施。 令和2年7月1日、新たに国立駅北口・谷保駅・矢川駅周辺を路上喫煙禁止区域に追加した。 ②犬のふん放置に関しては、市報、ホームページで啓発
<b>⑨良好な水資源を保全する</b>						<b>3.5</b>		<b>3.7</b>	
		66	●広報活動による節水意識、水の有効利用の啓発など節水対策の推進	環境政策課	市報やホームページによる市民への啓発の実施。	4	ホームページには掲載しているのでちらほらと申し込みはある状況。	4	市ホームページにて、市民への啓発を行っている。
		67	●市の施設や公園、公立学校などの公共施設敷地内への雨水タンクなどの雨水貯留装置設置の導入推進	環境政策課	公共施設への設置実績、年間で1か所以上。	2	ヤクルト本社から提供される雨水タンクについては、市民優先のため新規に公共施設に設置するまでに至らず、既設の雨水タンクは稼働しているが、当年度の新規設置はなかった。	2	ヤクルト本社から提供される雨水タンクについては、市民優先のため新規に公共施設に設置するまでに至らず、既設の雨水タンクは稼働しているが、当年度の新規設置はなかった。
		68	●雨水浸透ますや雨水貯留装置設置の普及に向けて支援	環境政策課	雨水タンクの無料配布を年間で10件以上。	4	雨水タンクの配布を7件行った。	4	雨水タンクの配布を9件行った。
				下水道課	雨水浸透ます設置助成事業及び窓口指導で年間955基以上の設置。	4	雨水浸透ます設置助成事業及び窓口指導で945基設置した。	5	雨水浸透ます設置助成事業及び窓口指導で989基設置した。
		69	●歩道、駐車場、公園等における透水性舗装の採用の推進	環境政策課	公園や緑道への透水性舗装の導入、年間で1件以上。	2	これまで、公園や緑道において舗装を実施する場合は、浸透性のインターロッキングブロックを使用しているが、当年度は公園、緑道への浸透性舗装工事の案件がなかった。	2	これまで、公園や緑道において舗装を実施する場合は、浸透性のインターロッキングブロックを使用しているが、当年度は公園、緑道への浸透性舗装工事の案件がなかった。
				道路交通課	H25から、さくら通り改修事業により、歩道と自転車道を透水性舗装に改修する（全延長約1,850m）。	5	歩道を段差の少ない透水性インターロッキングブロックで整備した。また自転車道は透水性アスファルト舗装で整備した（整備済み延長約1,350m）。	5	第6工区においても自転車道及び歩道を工事する際、透水性の製品を使用し、本年度の目標を達成した。（令和2年度事業費分の施工実績数量を超えた。）

※評価について 5：十分達成した 4：7割以上達成した 3：5割以上達成した 2：5割まで達成できなかった 1：未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和元年度		令和2年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
地球環境						3.5		3.6	
⑩温室効果ガスの削減を進める						4.0		4.2	
		70	●市域から発生する温室効果ガスの排出量把握・削減対策の推進	環境政策課	①市域から発生する温室効果ガス排出量の把握。 ②市域全体に対する削減対策を実施。	5	①オール東京62市区町村共同事業で都の自治体ごとの温室効果ガス排出量が算定されており、冊子「多摩地域の温室効果ガス排出量」により国立市の排出量を把握している。 ②各種補助制度の交付件数について、太陽光・エネファーム等への補助金は48件、住宅の断熱化等への補助金は30件あった。さらに、R1からLEDや冷蔵庫への買換えに対する補助を開始し、申請件数は100件あった。	5	①オール東京62市区町村共同事業で都内の自治体ごとの温室効果ガス排出量が算定されており、冊子「多摩地域の温室効果ガス排出量」により国立市の排出量を把握している。 ②R2年度の各種補助制度の交付件数について、太陽光・エネファーム等への補助金は49件、住宅の断熱化等への補助金は30件、LEDや冷蔵庫への買換えに対する補助は106件あった。
				道路交通課	市内約5,000基の街路灯を省電力型の街路灯に交換する。（H28目標1500基）（完了年度R2）	5	街路灯426基をLED省電力型の街路灯に交換した。生活道路の街路灯の交換は完了しており、矢川通り、大学通りの大型街路灯とデザイン灯を今後、交換する予定である。	5	街路灯10基をLED省電力型の街路灯に交換した。生活道路の街路灯の交換は完了しており、矢川通り、大学通りの街路灯を今後、交換する予定である。
		71	●低炭素社会構築に向けた、市民・事業者の意識啓発、取組支援	環境政策課	①市報やホームページによる意識啓発の実施。 ②市民・事業者向けの低炭素社会構築の取組支援。	3	①市報及びホームページにて夏場の節電を呼びかけた。 ②市民向けにスマートエネルギー機器設置及び住宅断熱化に補助を実施したが、事業者に対しては財源確保ができなく未実施。	3	①市報及びホームページにて夏場の節電を呼びかけた。 ②市民向けには地球温暖化対策の補助事業を実施した。事業者向けの補助事業は設けていないが、東京都の補助事業等を紹介した。
		72	●市内への再生可能エネルギーの普及促進	環境政策課	市民・事業者向けの再生可能エネルギー設備導入支援事業の実施。実施している場合は予算全額執行。	3	市民向けにはスマートエネルギー関連システム設置費補助を行っており、予算執行率100%。事業者向けには財源確保ができなく未実施。	3	市民向けにはスマートエネルギー関連システム設置費補助を行っており、予算執行率100%。事業者向けは未実施。
		73	●市の事務・事業から発生する温室効果ガスの排出量把握・削減対策の実施	環境政策課	①国立市役所地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス排出量の集計。 ②排出量を基準年度から12%削減する。 ③排出量削減対策をソフト面とハード面で実施。	4	①市の事務事業から発生した温室効果ガス排出量は4447.3t-CO2。 ②R元は基準年度より2.9%の減少。電気使用量は22%減少している。 ③ソフト面では職員向けに省エネ研修会や庁内アンケートを実施。公共施設にポスターを掲示。ハード面では公衆街路灯をLED等へ交換した。	5	①市の事務事業から発生した温室効果ガス排出量は3,982.2t-CO2。 ②基準年度より13.1%の減少。電気使用量は25.3%減少している。 ③ソフト面ではコロナウイルス感染症の影響で庁内研修を実施することができなかったが、研修資料の配布や公共施設へのポスター掲示を行った。ハード面では公衆街路灯をLED照明へ交換した。
⑪オゾン層の保護に努める						3.0		3.0	
		74	●オゾン層破壊について、市民・事業者への情報発信、意識啓発	環境政策課	①市報やホームページによる市民・事業者への情報発信と意識啓発の実施。 ②オゾン層破壊についての情報収集。	3	①HPではフロン類がオゾン層与える影響について情報提供しているが、市報掲載については、社会的注目度や他施策との兼ね合いで優先度が低いと判断し掲載見送り。 ②特段に新しい情報はなく、国や都からも情報提供はなかった。	3	①HPではフロン類がオゾン層与える影響について情報提供しているが、市報掲載については、社会的注目度や他施策との兼ね合いで優先度が低いと判断し掲載見送り。 ②特段に新しい情報はなく、国や都からも情報提供はなかった。
		75	●フロンの適正な処理についての協力の推進	環境政策課	①法令に基づくフロンの適正な管理や処理について、市報やホームページによる情報提供や意識啓発の実施。 ②フロンの適正な管理や処理についての情報収集。	3	①HPではフロン排出抑制法を含めて、フロン類の温暖化に対する影響について情報提供を実施。市報掲載については、社会的注目度や他施策との兼ね合いで優先度が低いと判断し掲載見送り。 ②R2年度からの法改正に向けて罰則の強化などの規制強化を閣議決定した情報に基づきホームページを更新した。	3	①HPではフロン排出抑制法を含めて、フロン類の温暖化に対する影響について情報提供を実施。市報掲載については、社会的注目度や他施策との兼ね合いで優先度が低いと判断し掲載見送り。 ②R2年度からの法改正に向けて罰則の強化などの規制強化を閣議決定した情報に基づきホームページを更新した。



第5章 計画の推進戦略 進捗状況評価一覧内訳

※評価について 5：十分達成した 4：7割以上達成した 3：5割以上達成した 2：5割まで達成できなかった 1：未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和元年度		令和2年度	
						評価※	評価の理由(根拠となる事業など)	評価※	評価の理由(根拠となる事業など)
取組基盤に関する施策						4.2		3.6	
①環境学習・教育を推進する						4.3		3.4	
		76	●市民・事業者を対象とした出前講座の開催	生涯学習課	①環境に関連する出前講座を年間5回実施する。 ※ただし、講座メニューの内容は主管課で決定するため、環境に関連するメニューの個数は主管課による。	2	R元年度は、環境に関連する出前講座の申し込みはなかった。	2	R2年度の環境に関連する出前講座の実施は1件であった。
		77	●総合学習の時間や地域活動などを活用した子供への環境教育の機会の提供	教育指導支援課	①野外体験学習、農業体験等、児童・生徒の学年に応じた、環境教育を実施することができたか。 ②環境教育を受けた児童・生徒の割合 ③環境学習をとおして、子どもたちが、環境について自ら学び考える力を身につけることができたか。 ④地域団体や地域の人材を活用することができたか。	4	①教育大綱に示しているとおり、自然に対する豊かな感受性を育み持続可能な社会の担い手となるよう、小中学校のカリキュラムの中で、日光移動教室、野外体験学習、農業体験、地球環境の保全教育、エネルギー教育等を実施している。 ②概ね全ての児童・生徒が何らかの環境教育を受けることができています。 ③環境学習をとおして、自ら学び考える力を身につけた児童・生徒が増えているが、向上余地はある。 ④学習内容に応じて、地域団体や地域人材を活用しているが、向上余地はある。	3	①教育大綱に示しているとおり、自然に対する豊かな感受性を育み持続可能な社会の担い手となるよう、小中学校のカリキュラムの中で、日光移動教室、野外体験学習、農業体験、地球環境の保全教育、エネルギー教育等を実施している。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止となった。 ②概ね全ての児童・生徒が何らかの環境教育を受けることができています。 ③環境学習をとおして、自ら学び考える力を身につけた児童・生徒が増えているが、向上余地はある。 ④学習内容に応じて、地域団体や地域人材を活用しているが、向上余地はある。
		78	●環境関連講演会やシンポジウム等の開催	環境政策課	環境関連講演会やシンポジウム等の開催を年間で2件以上。	5	花と緑のまちづくり協議会主催により、くにたちの自然を知る・学ぶ・味わうシリーズ2回実施。新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から一部イベントは中止となった。	2	昨年度まで継続的に環境関連講演会等のイベントを実施してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、当年度はイベントが中止となった。
		79	●自然観察会など教育機関との協働による市民啓発イベントの開催	南部地域まちづくり課	教育委員会と協力し、小学校児童稲作体験学習会を実施する。	5	小学5年生を対象に、田植え1回、稲刈り1回を実施した。併せて農業委員等による稲作や食事に関する説明を6校で実施した。	5	小学5年生を対象に稲作体験学習会を実施した。 ・田植え：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、小学生は参加せず、農業委員による機械植えを行った。 ・稲刈り：実施。参加者8校532名 ・ゲストスピーカー派遣(農業委員による出前授業)：3回実施 ・調理実習 農業委員訪問：1回実施
				生涯学習課	郷土文化館において、市内歴史資源を活用した事業を実施する。	4	郷土文化館主催で、くにたち自然クラブ(生き物・自然観察を通じて自然の大切さを学ぶ)、星空ウォッチング、冬の生き物探しなどを実施した。	4	郷土文化館主催で、くにたち自然クラブ(生き物・自然観察を通じて自然の大切さを学ぶ)、星空ウォッチング、冬の生き物探しなどを実施した。
		80	●体験学習会などを通じた知識の共有や人とひとの繋がりを作る機会の提供	南部地域まちづくり課	城山さとのいえ事業を推進する。	5	野菜収穫・調理体験や田んぼウォーキング等のイベントを66回開催した。	5	野菜収穫・調理体験や田んぼウォーキング等のイベントを69回開催した。
				環境政策課	知識の共有のため体験学習会など人とひとの繋がりを作る機会の提供を合わせて年間で10回以上。	5	花と緑のまちづくり協議会主催による各種イベント(路地庭事業、大学通り緑地帯花壇づくり事業、緑サポーター講習会5回)を、また、環境ネットワーク会議を2回、「北極の温暖化」と「エコロジカルフットプリント」をテーマにイベントを2回開催した。	3	花と緑のまちづくり協議会主催による各種イベント(緑サポーター講習会1回)を、また、環境ネットワーク会議を2回開催した。

※評価について 5：十分達成した 4：7割以上達成した 3：5割以上達成した 2：5割まで達成できなかった 1：未着手

分野	施策の方向	No.	具体的な施策	担当課	評価基準	令和元年度		令和2年度	
						評価※	評価の理由（根拠となる事業など）	評価※	評価の理由（根拠となる事業など）
<b>②情報の収集・発信・活用を推進する</b>						<b>4.0</b>		<b>4.0</b>	
		81	●市内外における環境情報の積極的な収集	環境政策課	①多摩26市で組織される東京都市環境・公害事務連絡協議会にて、他市や都の環境に関する情報を収集。 ②インターネットを活用した環境情報の収集。	4	①定例会が年6回開催され出席した。その他にも研修専門部会委員を務め、各種研修にも参加した。 ②環境問題について情報収集を適時行った。	4	①定例会が年6回開催され出席した。その他にも研修専門部会委員を務め、各種研修にも参加した。 ②環境問題について情報収集を適時行った。
		82	●ホームページ、SNS、インターネット、広報誌などを利用した各種環境情報の発信	環境政策課	①ホームページの環境情報記事の更新。 ②ツイッターやLINE、メール配信による環境情報の発信。 ③市報による環境情報の発信。	4	①業務の合間を縫ってページのチェックを行い、必要に応じて更新・修正をかけている。 ②環境学習イベントの告知、光化学スモッグ注意報、各種補助制度でツイッター、LINE、メール配信を行った。 ③上記内容の他、省エネ対策、環境月間、野焼き注意喚起などを市報掲載した。	4	①業務の合間を縫ってページのチェックを行い、必要に応じて更新・修正をかけている。 ②環境学習イベントの告知、光化学スモッグ注意報、各種補助制度でツイッター、LINE、メール配信を行った。 ③上記内容の他、省エネ対策、環境月間、野焼き注意喚起などを市報掲載した。
<b>③各主体間のパートナーシップを構築する</b>						<b>4.3</b>		<b>3.3</b>	
		83	●環境関連団体の支援	環境政策課	①財政的援助を行っている環境関連団体が2団体以上。 ②人的、物的援助を行っている環境関連団体が2団体以上。	4	①未実施。ただし、野良猫の不妊去勢手術補助金や、公園清掃の報奨金を支払っている。 ②水の懇談会、猫のゆりかご、桜守、公園協会の4団体	4	①未実施。ただし、野良猫の不妊去勢手術補助金や、公園清掃の報奨金を支払っている。 ②水の懇談会、猫のゆりかご、桜守、公園協会の4団体
		84	●国立市環境ネットワーク設立	環境政策課	環境ネットワークを設立し、運営する	4	6月の会議では環境ネットワークの活動テーマについて、10月の会議では環境基本計画進捗状況報告について主に議論した。また、10月には食品ロスをテーマに環境フェスタにブース出展した。	4	環境ネットワークを2回（10月・2月）開催した。 これからの活動方針と計画、環境基本計画の進捗状況、里山フェスタ等について議論した。また、会員による勉強会のほか、「家庭における省エネ・節電セミナー」、「エネルギーの小屋から見える未来」という講演会を開催した。
		85	●市民による各種活動を目的とした、環境関連団体との交流促進	環境政策課	市民と環境関連団体による交流の機会や場づくりを年間で5回以上行う。	5	花と緑のまちづくり協議会定例会を毎月行った（9回）。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、4回分中止となった。環境ネットワークで会議を2回開催した。	2	昨年度まで継続的に市民と環境関連団体による交流の定例会を実施してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、当年度は定例会は中止となった。なお、花と緑のまちづくり協議会主催による各種イベント（緑サポーター講習会1回）を、また、環境ネットワーク会議を2回開催した。